

国内経済要録

◇1～3月のマネーサプライ見通し

日本銀行は1月18日、当面のマネーサプライ見通しについて次のとおり発表した。

- 57年10～12月中 M₂+CD平残の前年比伸び率は、+8.0%程度と前期(+9.0%)比幾分低下する見込み。これは経済活動の停滞や、預金から信託・金融債等他の金融資産への資金シフトなどによるもの。
- 58年1～3月については前年比+7%台となる見通し。

◇長期金利の引下げ

- (1) 政府は長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、12月債より実施した(長期国債は12月21日、政府保証債、公募地方債は12月20日にそれぞれ決定)。

国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	7.7	8.0
	発行価格(円)	98.50	98.50
	応募者利回(%)	7.969	8.274
政府保証債	表面利率(%)	7.8	8.1
	発行価格(円)	99.00	99.00
	応募者利回(%)	7.979	8.282
公募地方債	表面利率(%)	7.8	8.1
	発行価格(円)	99.00	99.00
	応募者利回(%)	7.979	8.282

- (2) 政府は長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、1月債より実施した(長期国債は1月7日、政府保証債、公募地方債は1月12日にそれぞれ決定)。

国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	7.5	7.7
	発行価格(円)	98.50	98.50
	応募者利回(%)	7.766	7.969
政府保証債	表面利率(%)	7.6	7.8
	発行価格(円)	99.00	99.00
	応募者利回(%)	7.777	7.979
公募地方債	表面利率(%)	7.6	7.8
	発行価格(円)	99.00	99.00
	応募者利回(%)	7.777	7.979

2. 金融債

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫、および商工組合中央金庫は、利付金融債の発行条件を次のとおり改定し、1月債より実施した(12月27日発表)。

利付金融債の応募者利回り

(単位・年%、カッコ内は表面利率・発行価格)

		変更後	変更前
利付金融債	5年もの (7.7%、100.00円)	7.7	8.0
	3年もの (7.5%、99.85円)	7.561	7.861

3. 長期貸出最優遇金利

長期信用銀行3行、信託銀行7行、生命保険・損害保険各社は長期貸出最優遇金利を次のとおり引下げ、12月28日より実施した(12月27日発表)。

長期貸出最優遇金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
長期貸出最優遇金利	8.6	8.9

4. 貸付信託予想配当率および合同運用指定金銭信託予定配当率

- (1) 信託銀行7行は、5年もの貸付信託予想配当率を次のとおり引下げ、1月6日以降募集分から実施した(12月27日発表)。

貸付信託予想配当率

(単位・年%)

		変更後	変更前
契約期間	5年もの	7.72	8.02

(2) 信託銀行7行、大和銀行、琉球銀行および沖縄銀行は、契約期間5年以上の合同運用指定金銭信託予定配当率を次のとおり引下げ、1月6日以降受託分から実施した(12月27日発表)。

合同運用指定金銭信託予定配当率

(単位・年%)

	変更後	変更前
契約期間 5年以上のもの	7.58	7.88

◇割引国債の発行条件の改定

政府は、割引国債の発行条件を1月債から次のとおり改定した(1月7日発表)。

	変更後	変更前
発行価格	70円	68.50円
応募者利回り	7.394%	7.860%

◇政府系金融機関の貸出基準金利引下げ

一部政府系金融機関は貸出基準金利を次のとおり引下げることを選定した(12月27日発表)。

(単位・年%)

	変更後	変更前	実施日
日本開発銀行	8.6	8.9	12月28日
北海道東北開発公庫 (大企業向け)	8.6	8.9	〃
医療金融公庫	据置き	8.2	—
中小企業金融公庫	〃	8.2	—
国民金融公庫	〃	8.2	—
環境衛生金融公庫	〃	8.2	—
北海道東北開発公庫 (中小企業向け)	〃	8.2	—
公営企業金融公庫	8.4	8.6	12月27日
商工組合中央金庫 (組合員貸し)			
1年以上3年以内	8.6	8.9	12月28日
3年超7年以内	8.9	9.2	〃
7年超	9.0	9.3	〃
(構成員貸し)			
1年以上3年以内	8.9	9.2	〃
3年超7年以内	9.2	9.5	〃
7年超	9.3	9.6	〃

◇事業債の発行条件の改定

1. 引受証券会社は事業債の発行条件を次のとおり改定し12月債から実施した(12月27日発表)。

事業債の発行条件の改定

	期間	発行価格 (円)	表面利率 (%)		応募者利回り (%)	
			改定後	改定前	改定後	改定前
AA格債	12年	99.25 (—)	7.9 (Δ 0.3)	8.2	8.022 (Δ 0.302)	8.324
AA格債	10年	99.50 (—)	7.9 (Δ 0.3)	8.2	7.989 (Δ 0.302)	8.291
AA格債	7年	99.50 (—)	7.8 (Δ 0.3)	8.1	7.910 (Δ 0.302)	8.212
AA格債	6年	99.25 (—)	7.7 (Δ 0.3)	8.0	7.884 (Δ 0.302)	8.186

(注) カッコ内は改定幅。

2. 引受証券会社は事業債の発行条件を次のとおり改定し1月債から実施した(1月12日発表)。

事業債の発行条件の改定

	期間	発行価格 (円)	表面利率 (%)		応募者利回り (%)	
			改定後	改定前	改定後	改定前
AA格債	12年	99.25 (—)	7.7 (Δ 0.2)	7.9	7.821 (Δ 0.201)	8.022
AA格債	10年	99.50 (—)	7.7 (Δ 0.2)	7.9	7.788 (Δ 0.201)	7.989
AA格債	7年	99.50 (—)	7.6 (Δ 0.2)	7.8	7.709 (Δ 0.201)	7.910
AA格債	6年	99.25 (—)	7.5 (Δ 0.2)	7.7	7.682 (Δ 0.202)	7.884

(注) カッコ内は改定幅。

◇証券金融会社の貸付金利改定

1. 証券金融会社3社は、公社債流通金融金利を次のとおり引上げ、12月4日より実施した。

公社債流通金融金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
国債担保	7.00	6.75
その他公社債担保	7.25	7.00

2. 証券金融会社3社は、公社債流通金融金利を次のとおり引下げ、1月6日より実施した。

公社債流通金融金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
国債忠保	6.75	7.00
その他公社債担保	7.00	7.25

住宅ローン金利

(単位・年%)

	期 間	変更後	変更前
都市銀行	1～20年	8.34	8.46
地方銀行	1～20年	8.34	8.46
信託銀行	1～20年 (提携ローン)	8.52	8.64
	1～25年 (非提携ローン)	8.40	8.52

◇住宅ローン金利引下げ

都市銀行、地方銀行および信託銀行は住宅ローン金利を次のとおり引下げ、1月17日以降新規貸付分から実施した。

◇昭和58年度政府経済見通し

政府は12月25日、「昭和58年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」を閣議了解した。このうち経済見通しの主要指標は次のとおり。

主 要 経 済 指 標

	56年度 (実績)	57年度 (実績見込み)	58年度 (見通し)	対前年度比増減率			
				57年度		58年度	
	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
1. 国民総生産							
国民総生産	253.8	266.7	281.7	5.1	3.1	5.6	3.4
民間最終消費支出	147.1	157.6	169.3	7.2	4.3	7.4	3.9
民間住宅	14.8	15.1	15.8	1.9	0.5	4.3	2.6
民間企業設備投資	39.1	39.2	40.7	0.2	2.0	3.9	2.9
2. 雇 用	万人	万人程度	万人程度	%程度		%程度	
労働力人口	5,721	5,780	5,830	1.0		0.9	
就業者数	5,594	5,640	5,695	0.8		1.0	
3. 鉱工業生産	%	%程度	%程度				
鉱工業生産指数 対前年度比増減率	3.7	1.0	4.4	—		—	
4. 物 価	%	%程度	%程度				
総合卸売物価指数 対前年度比騰落率	1.3	1.6	1.1	—		—	
消費者物価指数 対前年度比騰落率	4.0	2.7	3.3	—		—	
5. 経常収支(注1)	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度		%程度	
貿易収支(注2)	1.4	1.8	2.3	—		—	
輸 出	4.7	4.9	5.1	—		—	
輸 入	34.0	34.7	36.0	2.1		3.7	
輸 入	29.4	29.9	30.9	1.7		3.3	

(注1) 56年度 59億ドル、57年度 70億ドル程度、58年度 90億ドル程度。

(注2) 56年度 204億ドル、57年度 190億ドル程度、58年度 200億ドル程度。

◇昭和58年度一般会計予算および財政投融資計画の政府案決定

政府は12月30日、昭和58年度一般会計予算および財政投融資計画の政府案を閣議決定した(大蔵省原案の内示は12月25日)。その概要は次のとおり。

昭和58年度一般会計予算案

(単位・億円、%)

		58年度	57年度当初予算比増減(-)率
歳入	租税および印紙収入	323,150	-11.8
	税外収入等	47,196	80.4
	公債金	133,450	27.8
	合計	503,796	1.4
歳出	社会保障関係費	91,398	0.6
	文教および科学振興費	48,186	-0.9
	国債費	81,925	4.6
	恩給関係費	18,901	-0.1
	地方財政関係費	76,729	-20.4
	うち地方交付税	73,151	-20.8
	防衛関係費	27,542	6.5
	公共事業関係費	66,554	0
	経済協力費	5,043	7.0
	中小企業対策費	2,425	-2.9
	エネルギー対策費	5,977	6.1
	食糧管理費	9,134	-7.8
	その他の事項費	43,957	-2.5
	予備費	3,500	0
合計	481,271	-3.1	

(注) 歳入合計と歳出合計との差額は、国債整理基金への資金返済(2兆2,525億円)。

昭和58年度財政投融資計画

(単位・億円、%)

		58年度	57年度当初計画比増減(-)率
原資	産業投資特別会計	52	-72.5
	資金運用部資金	191,353	-2.2
	うち郵便貯金	79,000	0
	厚生年金・国民年金	41,000	-4.7
	簡保資金	23,544	18.8
	合計	244,029	2.6
内訳	政府保証債・政府保証借入金	29,080	31.0
	うち政府保証債	27,500	23.9
	政府保証借入金	1,580	-
	合計	244,029	2.6
運用別	住宅	53,041	3.4
	生活環境整備	27,648	-3.4
	厚生福祉施設	6,520	-7.0
	文教施設	7,830	2.6
	中小企業	39,422	0.9
	農村漁業	9,630	6.2
	(小計)	144,091	1.0
	国土保全・災害復旧	3,325	7.2
	道路	15,837	7.5
	運輸通信	19,246	-1.3
内訳	地域開発	5,114	-5.0
	(小計)	43,522	1.9
	基幹産業	6,262	-1.5
	貿易・経済協力	13,154	18.2
合計	207,029	2.0	

(注) 原資内訳合計と運用別内訳合計との差額は、資金運用部資金による国債引受け(3兆7,000億円)。

◇昭和58年度地方債計画

政府は12月30日、昭和58年度地方債計画を閣議了承した。その概要は次のとおり。

昭和58年度地方債計画

(単位・億円、%)

		58年度	57年度当初	
			増減 (△)額	増減 (-)率
一般会計債		45,842	11,941	35.2
準公営企業債		11,876	△1,494	- 11.2
公営企業債		11,560	△ 414	- 3.5
特別地方債		5,720	△ 34	- 0.6
その他とも計		75,411	10,008	15.3
資金区分	政府資金	31,000	△ 2,000	- 6.1
	公営公庫資金	12,230	0	0.0
	民間等資金	32,181	12,008	59.5
	うち市場公募	7,250	1,700	30.6
	緑故	24,931	10,308	70.5

◇銀行等の証券業務に関する大蔵省令・通達について

大蔵省は12月15日、銀行等の公共債の「窓販」(58年4月開始予定)に関し、「銀行等の証券業務に関する省令」を公布し、さらに同日付で証券・銀行局長連名の関連通達を銀行、相銀、信金、全信連および農中あてに発出した。同省令の主な内容は以下のとおり。

- この省令は、銀行等が、証券業務の認可を受けようとする場合における認可申請の手続および当該証券業務に関する禁止行為について定めるほか、当該証券業務に関する届出、報告等につき必要な事項を定めるものとする。
- (1) この省令において「銀行等」とは、銀行、信託会社または証券取引法施行令(以下「令」という)第一条第1号から第3号までに掲げる金融機関をいう。

(2) この省令において「認可」とは、証券取引法(以下「法」という)第65条の2第1項の認可をいう。

(3) この省令において「証券業務」とは、認可に係る業務をいう。

3. 銀行等に係る令第17条の2第2項に規定する大蔵省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 国債証券、地方債証券ならびに政府が元本の償還および利息の支払について保証している社債券その他の債券(以下「国債証券等」という)のうち取り扱うものに係る種類

(2) 証券業務を営む営業所または事務所の名称および所在地

(3) 証券業務に関する組織

(4) 証券業務を担当する役員

(5) 営業所または事務所以外の場所における証券業務に関する事項

(6) 証券業務の運営に関する準則

(7) その他大蔵大臣の定める事項

4. 銀行等に係る令第65条の2第3項において準用する令第50条第3号に規定する大蔵省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 国債証券等の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をしましたは重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

(2) 国債証券等の売買その他の取引につき、顧客に対して特別の利益を提供することを約して勧誘する行為

(3) 特定の銘柄の国債証券等について、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の売買若しくはその委託をする行為または実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の売買の受託をする行為

(4) 銀行等の役員または使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の売買注文の動向その他職務上知りえた特別の情報に基づいて国債証券等の売買をする行為